

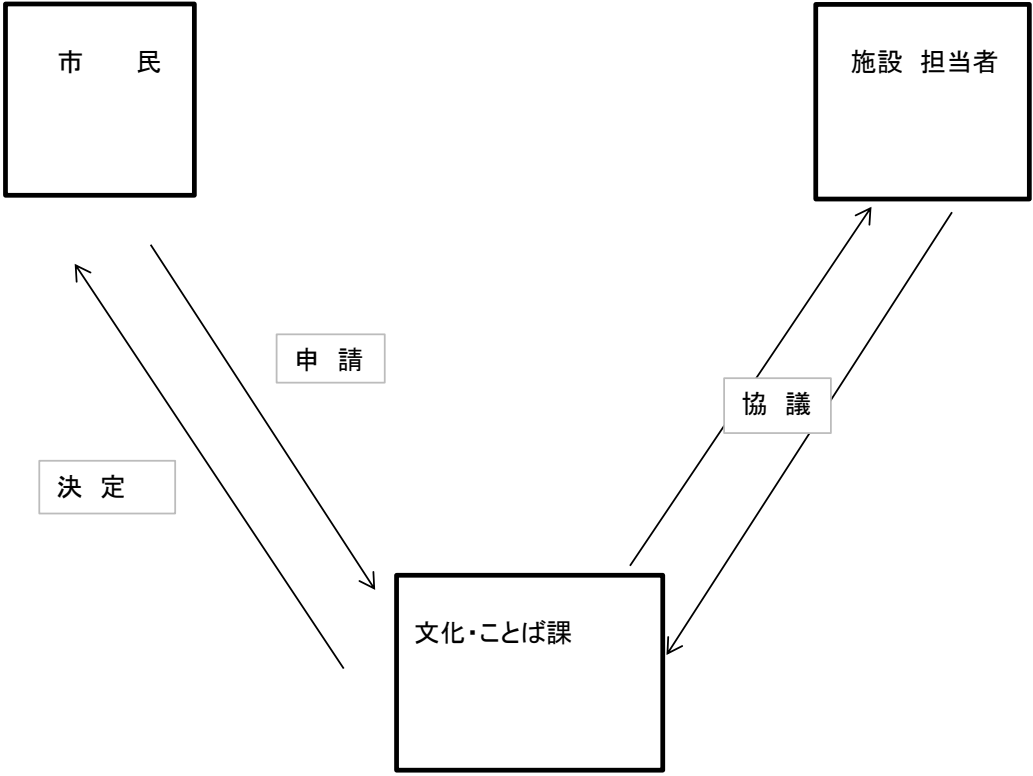
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	松山市民会館の使用料の返還	
処 分 の 概 要	既納の使用料を返還をする。	
根 拠 法 令 名	松山市民会館条例(昭和40年条例第9号)	
条 項	第11条	
所 管 課	文化・ことば課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		10日
標 準 処 理 期 間		計 10日
判 断 基 準	松山市民会館条例施行規則第14条第1項に該当する場合。 【根拠法令等】 松山市民会館条例 第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない理由に基づいて会館の使用を中止した場合に、市長が返還することを相当と認めた場合は、既納の使用料の全部または一部を返還することができる。 ●審査基準 松山市民会館条例施行規則 第14条 条例第11条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合及び還付額は、次のとおりとする。 (1) 災害その他使用者の責によらない理由により、会館の使用ができなくなつたときは、既納使用料の全額 (2) 使用者が使用の日から40日前までに使用の中止を届け出たときは、既納使用料の5割 (3) 市長が会館の管理上特に必要があると認め、使用を中止したときは、市長が決定する額	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。